

第六條 助手職ニ難役者百傷又ハ疾病ノ治療ニシクルハ
於テ尙身體ニ障害有リ存アルトキハ之ノ重利ニテリ障害使
助料ヲ支給ス

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 日給二百日分以上
- 二 終身労役ニ服スルコト能ハサルモノ 日給百六十日分以上
- 三 従来職務ニ従事スルコト能ハサルモノ 健康異常ニ復スルコト
能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ 日給百日分以上

四 身体ヲ障害シ高價ニ復スルコト能ハスト難引續キ従来職
務ニ従事スルコトヲ能ハルモノ 日給三十日分以上

第七條 (養老年金支給ニ關スル規程ハ現行法ニ依ル)

第八條 助手職ニ難役者死シタルトキハ其遺族ニ日給二百
五十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス

第九條 助手職ニ難役者死シタルトキハ葬祭ヲ行フ遺
族ニ五拾圓以上ノ葬祭料ヲ支給ス

退職手當
助手職ニ規則一部改正

第十條 滿二十年以上誠實ニ勤績シタル者ニシテ死シタル
トキ又ハ止ムヲ得アル事故ニテリ退職セル者ニ對シテ左記ノ手
當ヲ支給ス

- 一 滿二十年以上勤績者ニ對シテハ退職當時ノ日給二十日分トシ滿
一ケ年ヲ増ス毎二日給十日分ヲ増給ス
- 二 滿十ケ年勤績者ニ對シテハ退職當時ノ日給十四日分トシ
滿一ケ年ヲ増ス毎二日給十五日分ヲ増給ス
- 三 滿十ケ年勤績者ニ對シテハ退職當時ノ日給百二十日
分トシ滿一ケ年ヲ増ス毎二日給二十日分ヲ増給ス
- 四 第十條ノニ會社ノ都合ニ依リ解雇シタルトキハ左記ノ手當
ヲ支給ス

- 一 勤績一ケ年未満ノ者ニ對シテハ解雇當時ノ日給三十日分
- 二 勤績一ケ年以上ノ者ニ對シテハ解雇當時ノ日給四十日
分トシ滿一ケ年ヲ増ス毎二日給二十日分ヲ増給ス
- 三 勤績一ケ年以上ノ者ニ對シテハ前條ニヨリ退職手當ノ
三倍ヲ支給ス

十一 一般罹病者ノ缺勤引續キ二十日以上三百九十日其ノ後ノ缺勤